

「受益者負担の適正化に関する基本方針（素案）」に対する意見募集（パブリック・コメント）実施結果

◆意見の募集期間 平成 28 年 10 月 25 日（火）～11 月 24 日（木）

◆提出意見数 3 件（1 名）

No	項目（該当箇所）	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	6 ページ 4 使用料の算定方法 (4)原価の基礎と対象範囲	施設運営経費の行政と受益者負担の分担内容の説明がない。 例えば、大規模改修と高額備品購入費未済のものについての扱いがよくわからない。	本基本方針の使用料積算の原価の基礎は、施設運営経費、いわゆるランニングコストのみを対象としております。大規模改修や高額備品購入費は、対象外とするために概ね 1 千万円以上や 1 百万円以上と金額を例示しておりますが、それ以下の金額でも大規模改修や高額備品購入費に該当するものは、個別に判断し対象外といたします。
2	3 ページ 3 受益者負担の見直しの手順 9 ページ 4 使用料の算定方法 (6)その他の扱い ②受益者負担の急激な上昇を防ぐための方策	3 ページの使用料見直しの手順と 9 ページの改定上限率の数字は、整合するののか。	3 ページの使用料の見直しの手順は、基本的な見直しの流れを示したもので、見直し対象となった場合は『各所管課において現行の使用料の 1.5 倍を上限とし見直しを検討する』としております。 このうえで 9 ページの使用料の改定上限率は、対象の使用料が 500 円以下から 1 万円超まで様々な区分があることを勘案して、「金額別に 50%～20%の上限率を設定」していますので、整合が図られていると考えております。
3	7 ページ 4 使用料の算定方法 (5)施設ごとの性質による行政と受益者の負担割合	町には自治会立の集会所や自治会館があるが、これらは例外的なものであると思う。集会所は行政が提供するべきサービスであり、大平台集会所は地区唯一の町提供の施設であり、大半の住民が利用しているので負担率 50%ではなく 0%が良いのではないのか。	本基本方針は、町民全体の負担の公平性の観点から、利用者がどこまで負担すべきか、町民の皆さんに納めていただく税金でどこまで補うべきか、その負担割合が概ね妥当なものとなるように考え方を明確にし、町民の皆さまの理解を得て見直しするために策定するものです。 ご意見のとおり本町には町立、自治会立の集会所等があり、自治会立の集会所等の施設整備にあたっては、町の

			<p>補助制度がありますが、施設運営経費は、各々の自治会で負担していただいております。</p> <p>これらを勘案して、本基本方針では町立集会所において施設運営経費の一部の負担をお願いしていくこととしましたので、ご理解いただきたいと思います。ただし、今後の有料化に向けては、自治会をはじめとして町民の皆さまに基本方針の趣旨と見直しの内容を説明しながら進めていきたいと考えております。</p>
--	--	--	---